

岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

平成20年度税制改正を行うため、地方税法が3月末までに改正される予定となっているが、法改正が行われた場合には、4月1日から施行されることとなるものがあるため、これに対応できるよう県税条例を専決処分により改正する必要がある。

[条例改正の主な内容]

1 道路特定財源に係る改正

(1) 自動車取得税の税率の特例措置（本則3%→5%）及び免税点の特例措置（本則15万円以下→50万円以下）の適用期限を平成30年3月31日まで10年延長する。

（附則第19条、附則第20条関係）

(2) 軽油引取税の税率の特例措置（本則15.0円/ℓ→32.1円/ℓ）の適用期限を平成30年3月31日まで10年延長する。

（附則第22条関係）

2 環境税制に係る改正

(1) 低公害の自動車に係る自動車税の税率の特例措置については、軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置とともに、適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。

（附則第17条の6関係）

(2) 低公害の自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置については、軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。

（附則第20条の2関係）

(3) 平成21年排出ガス保安基準に適合するディーゼル乗用車に係る自動車取得税の税率の特例措置を創設するとともに、環境性能に優れたディーゼルトラック等に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで2年延長する。

（附則第19条関係）

※ 平成20年度税制改正のうち、証券税制等に係るものについては、6月議会に改正条例案を諮ることとしているため、今回の専決処分の対象としていない。